

四日市市告示第42号

四日市市エコパートナー登録制度要綱を次のように定める。

平成27年1月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市エコパートナー登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境先進都市の実現に向け、市民、市民活動団体、事業者等（以下「市民等」という。）との協働を推進するための四日市市エコパートナー登録制度について、必要な事項を定める。

(登録者の要件)

第2条 市長は、四日市市内で四日市市環境計画に則した環境学習若しくは環境活動を行い、又は行おうとする市民等を四日市市エコパートナーとして登録する。

(登録申請)

第3条 四日市市エコパートナーとして登録しようとする者は、四日市市エコパートナー登録申請書（第1号様式又は第2号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 四日市市エコパートナーとして登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに四日市市エコパートナー変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(登録期間)

第5条 四日市市エコパートナーの登録の期間は、登録のあった日の属する年度末までとする。ただし、平成26年度に登録された登録者の登録期間は、平成28年3月31日までとする。

(活動内容)

第6条 四日市市エコパートナーとして登録者が行う活動は次のものとする。ただし、特定の団体又は個人の活動の妨げや、誹謗中傷等を目的とした活動は対象としない。

- (1) 環境活動又は環境学習の推進に関する活動。
- (2) 活動情報等の発信に関する活動。
- (3) 登録者間の交流に関する活動。
- (4) その他市長が特に必要と認める活動。

(取り消し)

第7条 市長が申請の内容と実際の活動内容等が異なると判断したときは、登録を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 2月 1日から施行する。

四日市市環境部環境保全課

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先電話

（担当 ）

E-Mail

四日市市エコパートナー登録申請書（環境団体、個人）

四日市市エコパートナー登録制度要綱第3条に基づき、下記のとおり必要書類を添えてエコパートナーの登録を申請します。

なお、申請にあたり四日市市エコパートナー登録制度要綱の厳守及び四日市市総合計画及び四日市市環境計画の趣旨に賛同し、四日市市と協働で環境学習、環境活動に努めることに同意します。

1. 活動等の目的

2. 活動等の概要

3. 添付書類

- (1) 団体の構成員のわかる書類
- (2) 団体の規約等
- (3) その他

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先電話

（担当 ）

E-Mail

四日市市エコパートナー登録申請書（企業等）

四日市市エコパートナー登録制度要綱第3条に基づき、下記のとおり必要書類を添えてエコパートナーの登録を申請します。

なお、申請にあたり四日市市エコパートナー登録制度要綱の厳守及び四日市市総合計画及び四日市市環境計画の趣旨に賛同し、四日市市と協働で環境学習、環境活動に努めることに同意します。

1. 活動等の目的

2. 活動等の概要

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名 印

（※印鑑は申請時と同一のものを捺印下さい）

連絡先電話 （担当 ）

E-Mail

四日市市エコパートナー変更申請書

四日市市エコパートナー登録制度要綱第4条に基づき、下記のとおり変更申請します。

1. 変更の内容